

議第168号

滋賀県立高等学校に係る授業料、督促手数料および延滞金の請求訴訟の提起につき議決を 求めることについて

上記の議案を提出する。

平成25年 9月18日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県立高等学校に係る授業料、督促手数料および延滞金の請求訴訟の提起につき議決を 求めることについて

滋賀県は、滋賀県立高等学校に係る授業料、督促手数料および延滞金の請求訴訟を提起することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、議決を求める。

1 被告となるべき者の住所、氏名等

番号	住 所	氏 名	滞納授業料
1			円 15,920
2			47,500

2 請求額

上記1の滞納授業料、督促手数料および滞納授業料に対する支払済みまでの年10.75%の延滞金

3 請求の要旨

上記の者は、いずれも滋賀県立高等学校に係る授業料を滞納し、県は支払いを求めたが、これに応じないことから、滞納授業料、督促手数料および延滞金の支払いを求める訴えを提起する。

4 訴訟遂行の方針

第一審の結果必要がある場合は、上訴するものとする。